

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

京都府警察本部

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.7%
全職員	80.0%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長次長相当職	—
本庁課長相当職	94.6%
本庁課長補佐相当職	91.2%
本庁係長相当職	88.1%

## (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.1%
31～35年	85.3%
26～30年	84.6%
21～25年	82.8%
16～20年	84.9%
11～15年	82.8%
6～10年	89.8%
1～5年	92.4%

## 【説明欄】

- 給与は給料と諸手当を合わせたもので、給料は、条例に定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、男女の別なく同一の額となっている。
  - ・ 本庁部局長次長相当職の女性職員は在籍しない。
  - ・ 警察官（公安職）と一般職員（行政職等）には給料表の差異あり。  
※女性割合：警察官（約11%）、一般職員（約66%）
  - ・ 女性警察官の採用拡大により、勤続10年以下の女性警察官の割合が高い。  
※勤続10年以下の警察官の割合：男性（約28%）、女性（約45%）
  - ・ 扶養手当及び単身赴任手当の支給対象者は男性が多く、一人当たりの平均支給額は、男性に対する女性の割合は約9.3%
  - ・ 育児部分休業等の取得は女性職員に多く、特に、勤続11～25年の職員の平均減額が大きい。
  - ・ 常勤職員以外の職員の女性の約9割は、会計年度任用職員
  - ・ 国の機関等からの出向者については、当該機関の職員であった期間を通算
  - ・ 短時間勤務及び給与を日割で支給した職員は、勤務日数及び時間に応じて職員数を算出

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。